

汚濁負荷量測定手法届出書

年 月 日

奈 良 市 長 殿

住所

届出者 氏名

TEL

〔 氏名又は名称及び住所ならびに法人
にあってはその代表者の氏名 〕

水質汚濁防止法第 14 条第 3 項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり。	※備考	

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙 1

特定排水等の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法

日平均排水量 (m ³ /日)			
測 定 場 所			
試料の採取及び試料の計測場所並びにこれらを表わす図面等		別図 のとおり	別図 のとおり
排 水 の 区 分		特定排水・その他排水	特定排水・その他排水
計 測 方 法 の 区 分		告示別記 1 {(1)(2)(3)(4)}	告示別記 1 {(1)(2)(3)(4)}
水質自動計測器等の種類及びその選定根拠		別添 のとおり	別添 のとおり
測 定 回 数 〔水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 第 1 項による測定回数によらない場合はその根拠〕		1 日 7 日 14 日 30 日 毎に 1 回以上測定 別添 のとおり	1 日 7 日 14 日 30 日 毎に 1 回以上測定 別添 のとおり
告示別記 1 (1) または(4)の計測法による場合	換算式		
	換算式の根拠	別添 のとおり	別添 のとおり
設 置 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
着 工 予 定 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 予 定 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考			

備考 1. 測定場所とは用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。
 2. 告示とは、昭和 5 4 年 5 月 1 6 日環境庁告示第 2 0 号をいう。

化学的酸素要求量に関する特定排水等の量の計測方法

測 定 場 所			
量の計測場所及びこれを表わす図面等		別図 のとおり	別図 のとおり
排 水 の 区 分		特定排水水・その他排水水	特定排水水・その他排水水
計 測 方 法 の 区 分		告示別記 2 {(1)(2)(3)}	告示別記 2 {(1)(2)(3)}
流量計等の種類及びその選定根拠		別添 のとおり	別添 のとおり
測 定 回 数 水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項による測定回数によらない場合はその根拠		1 日 7 日 14 日 30 日 毎に 1 回以上測定	1 日 7 日 14 日 30 日 毎に 1 回以上測定
日平均排水量が 400m ³ /日以上で告示別記 2(3)の計測法による場合その根拠		別添 のとおり	別添 のとおり
告示第 2 の 3 の方法による場合	根 拠	別添 のとおり	別添 のとおり
	換算式		
	換算式の根拠	別添 のとおり	別添 のとおり
設 置 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
着 工 予 定 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 予 定 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考			

備考 告示とは、昭和 54 年 5 月 16 日環境庁告示第 20 号をいう。

特定排出水の化学的酸素要求量に係る 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法

測 定 場 所			合 計
算 定 方 法			
水質自動計測器等 の種類及び換算式			
流量計等の種類及 び 換 算 式			
特定排出水の化学 的酸素要求量に係 る 汚 染 状 態 (通常 mg/ℓ)			
特 定 排 出 水 の 量 (最大 m ³ /日)			
特定排出水の化学 的酸素要求量に係 る 汚 染 負 荷 量 (k g/日)			
汚濁負荷量の全体 に占める割合 (%)			
排 水 口 名			
備 考			

備考 昭和 5 4 年 5 月 1 6 日環境庁告示第 2 0 号の第 4 の方法による場合はその根拠を別に示すこと。

特定排水水等の窒素含有量に関する汚染状態の計測方法

日平均排水量 (m ³ /日)		
測 定 場 所		
試料の採取及び試料の計測場所並びにこれらを表わす図面等	別図 のとおり	別図 のとおり
排 水 の 区 分	特定排水水・その他排水水	特定排水水・その他排水水
計 測 方 法 の 区 分	告示別記 1 {(1)(2)(3)(4)}	告示別記 1 {(1)(2)(3)(4)}
水質自動計測器等の種類及びその選定根拠	別添 のとおり	別添 のとおり
測 定 回 数 水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項による測定回数によらない場合はその根拠	1 日 7 日 14 日 30 日 } 毎に 1 回以上測定 別添 のとおり	1 日 7 日 14 日 30 日 } 毎に 1 回以上測定 別添 のとおり
設 置 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
着 工 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考		

備考 1. 測定場所とは用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。
 2. 告示とは、平成13年12月13日環境省告示第77号をいう。

窒素含有量に関する特定排水等の量の計測方法

測 定 場 所		
量の計測場所及びこれを表わす図面等	別図 のとおり	別図 のとおり
排水の区分	特定排水・その他排水	特定排水・その他排水
計測方法の区分	告示別記 2 {(1)(2)(3)}	告示別記 2 {(1)(2)(3)}
流量計等の種類及びその選定根拠	別添 のとおり	別添 のとおり
測定回数 水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項による測定回数によらない場合はその根拠	1 日 7 日 14 日 30 日 毎に 1 回以上測定 別添 のとおり	1 日 7 日 14 日 30 日 毎に 1 回以上測定 別添 のとおり
日平均排水量が 400m ³ /日以上で告示別記 2(3)の計測法による場合その根拠	別添 のとおり	別添 のとおり
設 置 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
着 工 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考		

備考 告示とは、平成 13 年 12 月 13 日環境省告示第 77 号をいう。

特定排出水の窒素含有量に係る 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法

測 定 場 所			合 計
算 定 方 法			
水質自動計測器等 の 種 類			
流量計等の種類及 び 換 算 式			
特定排出水の窒素含 有量に係る汚染状態 (通常 mg/ℓ)			
特 定 排 出 水 の 量 (最大 $\text{m}^3/\text{日}$)			
特定排出水の窒素含 有量に係る汚染負荷 量 ($\text{kg}/\text{日}$)			
汚濁負荷量の全体に 占める割合 (%)			
排 水 口 名			
備 考			

備考 平成 13 年 12 月 13 日環境省告示第 77 号の第 4 の方法による場合はその根拠を別に示すこと。

特定排水等のりん含有量に関する汚染状態の計測方法

日平均排水量 (m ³ /日)		
計 測 場 所		
試料の採取及び試料の計測場所並びにこれらを表わす図面等	別図 のとおり	別図 のとおり
排 水 の 区 分	特定排水・その他排水	特定排水・その他排水
計 測 方 法 の 区 分	告示別記 1 {(1)(2)(3)(4)}	告示別記 1 {(1)(2)(3)(4)}
水質自動計測器等の種類及びその選定根拠	別添 のとおり	別添 のとおり
測 定 回 数 水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項による測定回数によらない場合はその根拠	1 日 7 日 14 日 30 日 } 毎に 1 回以上測定 別添 のとおり	1 日 7 日 14 日 30 日 } 毎に 1 回以上測定 別添 のとおり
設 置 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
着 工 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考		

備考 1. 測定場所とは用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。
2. 告示とは、平成13年12月13日環境省告示第78号をいう。

りん含有量に関する特定排水等の量の計測定方法

測 定 場 所		
量の計測場所及びこれを表わす図面等	別図 のとおり	別図 のとおり
排水の区分	特定排水・その他排水	特定排水・その他排水
計測方法の区分	告示別記 2 {(1)(2)(3)}	告示別記 2 {(1)(2)(3)}
流量計等の種類及びその選定根拠	別添 のとおり	別添 のとおり
測定回数 水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項による測定回数によらない場合はその根拠	1 日 7 日 14 日 30 日 毎に 1 回以上測定 別添 のとおり	1 日 7 日 14 日 30 日 毎に 1 回以上測定 別添 のとおり
日平均排水量が 400m^3 / 日以上で告示別記 2 (3) の計測法による場合その根拠	別添 のとおり	別添 のとおり
設 置 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
着 工 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考		

備考 告示とは、平成13年12月13日環境省告示第78号をいう。

特定排出水のりん含有量に係る 1 日当たりの汚泥負荷量の算定方法

測 定 場 所			合 計
算 定 方 法			
水質自動計測器等 の 種 類			
流量計等の種類及 び 換 算 式			
特定排出水のりん 含有量に係る汚染 状態 (通常 mg/ℓ)			
特 定 排 出 水 の 量 (最大 $\text{m}^3/\text{日}$)			
特定排出水のりん 含有量に係る汚染 負荷量 ($\text{kg}/\text{日}$)			
汚濁負荷量の全体 に占める割合 (%)			
排 水 口 名			
備 考			

備考 平成13年12月13日環境省告示第78号の第4の方法による場合はその根拠を別に示すこと。